

八王子市立松枝小学校いじめ防止基本方針

八王子市立松枝小学校 校長 佐藤 浩

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを周知徹底する。

2 主な取り組み

(1) 道徳教育等の充実

- ①「道徳科」の時間を要として、「生命の尊さ」を核とした道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、より良い人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ②コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③代表委員会の活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。
- ④家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、豊かな心を育むための取り組みを推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ①学校いじめ対策委員会を開き、定期的に児童の情報を共有し組織的に対応する。(校長・副校長・主幹・生活指導主任・該当担任、養護教諭・スクールカウンセラー)【年間計画：週に1回及び臨時で追加開催する。】
- ②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを実施し、アンケート結果から聞き取りを行い、児童の悩みを聞く機会を設ける。チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- ③スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。1学期に5年生の全員面談を実施する。
- ④見守りシートを活用し、保護者から見て心配な様子を担任に伝え、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- ⑤「学校サポートチーム」(PTA 学校運営協議会メンバー SSW などを含めたチーム)の会議を学期始め等、定期的に開催して、「学校いじめ対策委員会」を支援する体制を築いていく。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ③SNS ノート等を活用した安全教育を実施し、家庭や地域へ情報教育の啓発を行う。

(4) その他

- ①学校いじめ対策委員会を中心にいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。
- ②いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。
- ③入学時・各年度の開始時における児童・生徒、保護者、地域、関係機関等への基本方針の内容を説明する。
- ④SOS の出し方についても各学級で指導し、誰にでも相談できる児童を育成する。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

※加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察や児童相談所等との連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。

- (4) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携した対応をする。

4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、さらには学校サポートチームで緊急会議を行い、解決に向けて徹底した対応を図る。